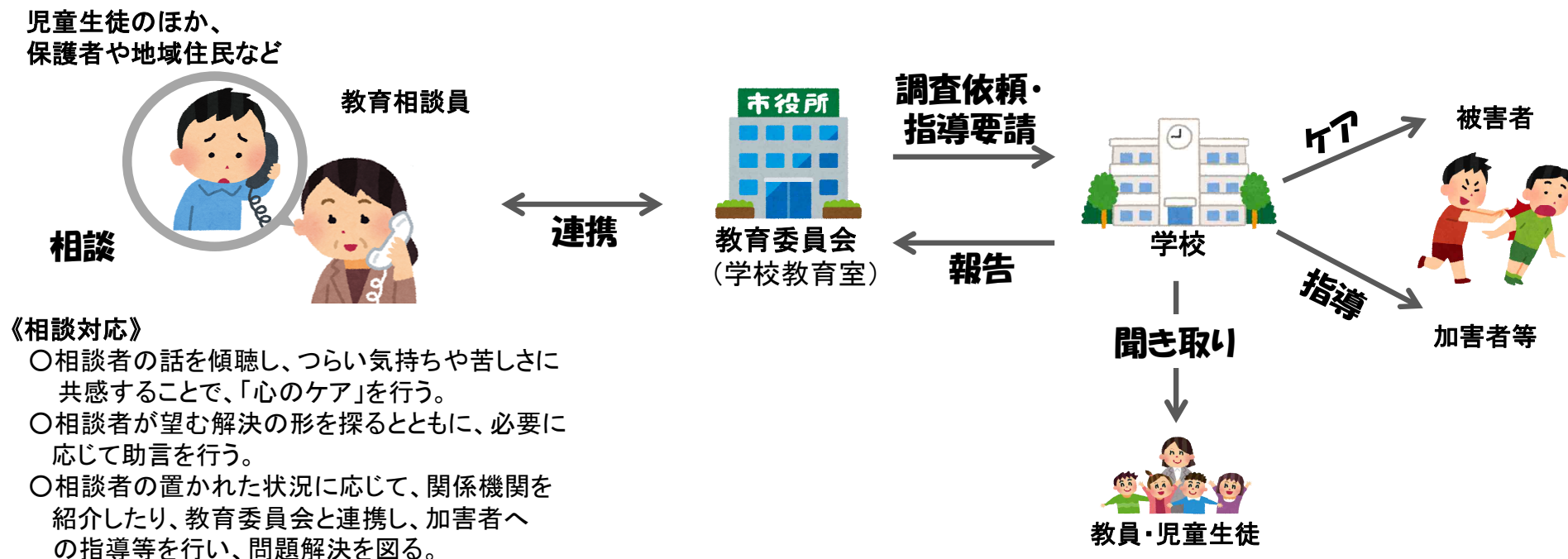


(1)いじめ・体罰ホットラインとは

- ◆いじめや体罰の「早期発見」「早期対応」を図るため、平成26年4月に教育委員会が開設
- ◆いじめを受けている子どもの多くは学級担任や保護者等の身近な大人に相談する傾向にあるが、なかには、周りの誰にも相談できない子どももいることから、専門家による電話相談を受け付け、いじめ被害者の「心のケア」を行う。

いじめ・体罰ホットライン



(2)相談件数

年 度	相談件数	内 訳		
		児童生徒	保護者	地域住民
平成26年度	3	0	1	2
平成27年度	5	0	5	0
平成28年度	2	0	2	0

(3)周知方法

- ◆各教育相談窓口を掲載したパンフレットを年1回児童生徒に配布
- ◆同パンフレットを関係機関の窓口を設置
- ◆年1回もみじだより「箕面の教育」に掲載